

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内 共 第 1 号	第 1 種 共同漁業	しじみ 漁業	1月 1日から 12月31日まで	北川本流	北川本流。ただし、延岡市差木野町北川の鹿小路橋の橋脚下流端の線より下流の第 5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	1. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	延岡市 (北浦町、 北川町、 北方町 は除く。)
	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業	6月 1日から 12月31日まで	北川本流 及び支流	北川本流及び支流。ただし、次の基点内第1号とイを結んだ線より上流の北川本流及び支流の区域とする。 基点内第 1号 延岡市東海町 151番地の辯天島南西端 イ 基点内第1号から 249度58分に見る線が対岸と接した点（延長は総合地方卸売市場入口前の、大武川に架かる黎明橋北端）	1. 敷設できるあゆやなは、1統以内とする。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	延岡市 (北方町 は除く。)
		こい うなぎ ふな おいかわ	1月 1日から 12月31日まで				
		やまめ	3月 1日から 9月30日まで				
		もくずがに	7月 1日から 11月30日まで				
内 共 第 2 号	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業	6月 1日から 12月31日まで	祝子川本流 及び支流	祝子川本流及び支流。ただし、次の基点内第 2号とイを結んだ線より上流の祝子川本流及び支流の区域とする。 基点内第 2号 延岡市昭和町 3丁目1730番地の 3の十貫突端中央部 イ 基点内第 2号から40度10分に見る線が対岸と接した点（祝子川左岸水門）	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	延岡市 (北浦町、 北方町 は除く。)
	こい うなぎ おいかわ	1月 1日から 12月31日まで					
	やまめ	3月 1日から 9月30日まで					
	にじます	4月 1日から 1月31日まで					
	もくずがに	7月 1日から 11月30日まで					
内 共 第 3 号	第 1 種 共同漁業	あおのり しじみ 漁業	1月 1日から 12月31日まで	五ヶ瀬川本流	五ヶ瀬川本流。ただし、次の基点内第 3号とハを結んだ線から上流の区域で、かつ、基点内第 2号とイ及びロをそれぞれ結んだ線から下流の区域とする。 基点内第 2号 延岡市昭和町 3丁目1730番地の 3の十貫突端中央部 イ 基点内第 2号から40度10分に見る線が対岸と接した点（祝子川左岸水門） ロ 基点内第 2号から151度16分に見る線が対岸と接した点（延長は清掃工場大煙突） 基点内第 3号 延岡市大武町 730- 2番地の標紙 ハ 基点内第 3号から 188度39分に見る線が対岸と接した点（五ヶ瀬川右岸）	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	延岡市 (北浦町、 北川町、 北方町 は除く。)
	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業	6月 1日から 12月31日まで				
		うなぎ おいかわ	1月 1日から 12月31日まで				
		もくずがに	7月 1日から 11月30日まで				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内 共 第 7 号	第 1 種 共同漁業	あおのり 漁業 しじみ "	1月 1日から 12月31日まで	耳川本流	耳川本流。ただし、日向市飯谷耳川の耳川大橋の橋脚 下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域 内とする。	1. 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工につ いては、これをみだりに 拒んではならない。	日向市 (東郷町 は除く。)
	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業 こい " うなぎ " ふな " おいかわ " わかさぎ "	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 3月 1日から 9月30日まで 7月 1日から 11月30日まで	耳川本流 及び支流	耳川本流及び支流。ただし、日向市美々津大橋の橋脚 上流端の線より下流の区域は除く。	1. 敷設できるあゆやなは、 2統以内とする。 2. 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工につ いては、これをみだりに 拒んではならない。	日向市 東臼杵郡 諸塚村 椎葉村 美郷町西郷 区
内 共 第 8 号	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業 うなぎ " やまめ " もくずがに "	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 3月 1日から 9月30日まで 7月 1日から 11月30日まで	石並川本流 及び支流	石並川本流及び支流。ただし、日向市美々津石並川下 流の基点内第 5号とイを結んだ線より下流の区域は除 く。 基点内第 5号 日向市美々津町2764-イ号海岸擁壁天 端に設置した標柱 イ 基点内第 5号より 221度53分に見る線 が対岸と接した点(美々津中学校東端見 とおし)	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工につ いては、これをみだりに 拒んではならない。	日向市
内 共 第 9 号	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業 うなぎ " やまめ " もくずがに "	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 3月 1日から 9月30日まで 7月 1日から 11月30日まで	名貫川本流 及び支流	名貫川本流及び支流。ただし、児湯郡都農町名貫川の 鉄橋の橋脚上流端の線より下流の区域は除く。	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工につ いては、これをみだりに 拒んではならない。	児湯郡 都農町 川南町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内 共 第 11 号	第 1 種 共同漁業	しじみ 漁業	1月 1日から 12月31日まで	小丸川本流	小丸川本流。ただし、児湯郡高鍋町小丸川の高鍋大橋の橋脚下流端の線より下流の第 5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	1. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	児湯郡 高鍋町
	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業 うなぎ ") おいかわ " やまめ " もくずがに "	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 3月 1日から 9月30日まで 7月 1日から 11月30日まで	小丸川本流 及び支流	小丸川本流及び支流。ただし、児湯郡高鍋町小丸川下流の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の区域は除く。	1. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	児湯郡 高鍋町 木城町 川南町 西都市 日向市 東郷町 東臼杵郡 美郷町南郷区 椎葉村
内 共 第 12 号	第 1 種 共同漁業	しじみ 漁業	1月 1日から 12月31日まで	一ツ瀬川本流	一ツ瀬川本流。ただし、児湯郡新富町一ツ瀬川の一ツ瀬橋の橋脚下流端の線より下流の第 5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	1. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	宮崎市 佐土原町 児湯郡 新富町
	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業 うなぎ ") おいかわ " やまめ " もくずがに "	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 3月 1日から 9月30日まで 7月 1日から 11月30日まで	一ツ瀬川本流 及び支流	一ツ瀬川本流及び支流。ただし、次の基点内第6号とイを結んだ線より下流の区域は除く。 基点内第 6号 児湯郡新富町大字下富田字二ツ立4730番 2地先の九電ダム放水掲示板中央（一ツ瀬川右岸の堤防上） イ 児湯郡新富町大字下富田字今島4560番 18の漁港原点（一ツ瀬川左岸の護岸上）	1. 敷設できるあゆやなは、4統以内とする。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	宮崎市 佐土原町 児湯郡 新富町 西米良村 西都市 東臼杵郡 椎葉村
内 共 第 13 号	第 5 種 共同漁業	こい うなぎ ") ふな " もくずがに "	1月 1日から 12月31日まで 7月 1日から 11月30日まで	石崎川本流 及び支流	石崎川本流及び支流。	1. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	宮崎市 佐土原町 西都市

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内 共 第 14 号	第 1 種 共同漁業	しじみ 漁業 ごかい しやこ	1月 1日から 12月31日まで	大淀川本流	大淀川本流。ただし、宮崎市大淀川の相生橋の橋脚下流端の線より下流の第 5 種共同漁業権の漁場の区域内とする。	1. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	宮崎市 (佐土原町、 田野町、 高岡町、 清武町 は除く。)
	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業 こい うなぎ ふな おいかわ やまめ うぐい もくずがに	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 3月 1日から 9月30日まで 5月 1日から 2月末日まで 7月 1日から 11月30日まで	大淀川本流 及び支流	大淀川本流及び支流。ただし、次の基点内第7号とイを結んだ線から下流の区域は除く。 基点内第 7号 宮崎市高洲町 1番 3 (大淀川左岸) に設置した標柱 イ 基点内第 7号から 190度に見る線が対岸と接した点	1. 敷設できるあゆやなは、6統以内とする。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	宮崎市 (佐土原町、 清武町 は除く。) 都城市 小林市 東諸県郡 綾 町 国富町 西諸県郡 高原町 北諸県郡 三股町
内 共 第 15 号	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業 うなぎ もくずがに	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 7月 1日から 11月30日まで	清武川本流 及び支流	清武川本流及び支流。ただし、次の基点内第 8号とイを結んだ線から下流の区域は除く。 基点内第8号 宮崎市田吉無番地郡司分区管理塩害防備保安林の中に設置した標柱 イ 基点内第 8号より 178度に見る線が対岸と接した点	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	宮崎市 (佐土原町、 高岡町 は除く。)
内 共 第 16 号	第 1 種 共同漁業	はまぐり あさり しやこ	10月 1日から 6月30日まで 1月 1日から 12月31日まで	加江田川本流 及び支流	加江田川本流及び支流。ただし、次の基点内第 9号とイを結んだ線から下流の区域及び知福川は除く。 基点内第 9号 宮崎市大字熊野1413番地に設置した標柱 イ 基点内第 9号から 155度27分に見る線が対岸と接した点	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	宮崎市 日南市 北郷町
	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業 うなぎ もくずがに	6月 1日から 12月31日まで 1月 1日から 12月31日まで 7月 1日から 11月30日まで				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区	
内 共 第 17 号	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業	6月 1日から 12月31日まで	川内川本流 及び支流	川内川本流及び支流。ただし、次の基点内第10号と基点内第11号を結んだ線から上流の川内川本流及び支流の区域内とする。 基点内第10号 えびの市大字亀沢字東重松地先に設置されている国土交通省の距離標杭 基点内第11号 えびの市大字岡松字妙見地先の岩	1. 敷設できるあゆやなは、1統とする。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	えびの市	
		こい	1月 1日から 12月31日まで					
		うなぎ						
		ふな						
		おいかわ						
やまめ	3月 1日から 9月30日まで							
内 共 第 18 号	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業	6月 1日から 12月31日まで	広渡川本流 及び支流	広渡川本流及び支流。ただし、日南市広渡川下流の広渡大橋の橋脚上流端の線より下流の区域は除く。	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	日南市 (南郷町 は除く。)	
		こい	1月 1日から 12月31日まで					
		うなぎ						
		やまめ						3月 1日から 9月30日まで
		もくずがに						7月 1日から 11月30日まで
内 共 第 19 号	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業	6月 1日から 12月31日まで	福島川本流 及び支流	福島川本流及び支流。ただし、串間市金谷福島川下流金谷橋の橋脚の上流端の線より下流の区域、善田川下流の今町橋の橋脚の上流端の線より下流の区域及び天神川下流の新浜の護岸西端より 350度30分の護岸東端とを結ぶ線より下流の区域は除く。	1. 敷設できるあゆやなは、1統以内とする。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	串間市	
		うなぎ	1月 1日から 12月31日まで					
		やまめ	3月 1日から 9月30日まで					
		もくずがに	7月 1日から 11月30日まで					
		あゆ 漁業	6月 1日から 12月31日まで					本城川本流 及び支流
うなぎ	1月 1日から 12月31日まで							
もくずがに	7月 1日から 11月30日まで							
内 共 第 21 号	第 5 種 共同漁業	あゆ 漁業	6月 1日から 12月31日まで	御 池	御 池		都城市 (山田町、 高城町、 高崎町、 山之口町 は除く。) 西諸県郡 高原町	
		こい	1月 1日から 12月31日まで					
		うなぎ						
		ふな						
		わかさぎ						
おいかわ								

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内 共 第 22 号	第 1 種 共同漁業	しじみ 漁業 ごかい 〃 しゃこ 〃	1月 1日から 12月31日まで	八重川	八重川及び津屋原沼。ただし、八重川の区域については、八重川が大淀川に合流する線から八重川上流の下八重川橋の橋梁の下流端までとする。	1. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	宮崎市 (佐土原町、 田野町、 高岡町、 清武町 は除く。)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
内区第1号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	児湯郡西米良村大字越野尾 字下相見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第 101号から 173度11分、 113メートルの点 イ 基点内第 101号から 234度48分、 61メートルの点 ウ 基点内第 101号から 230度58分、 461メートルの点 エ 基点内第 101号から 218度43分、 471メートルの点 基点内第 101号の位置は次のとおり 基点内第 101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深淺測定標No. 8	児湯郡 西米良村 大字越野尾
内区第2号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中尾字戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第 102号から24度、 130メートルの点 イ 基点内第 102号から90度、 50メートルの点 ウ 基点内第 103号から 210度、 100メートルの点 エ 基点内第 103号から 302度、 60メートルの点 基点内第 102号及び基点内第 103号の位置は次のとおり 基点内第 102号 西都市大字中尾字戸崎 150のイ 九州電力株式会社境界柱 354 基点内第 103号 西都市大字中尾字戸崎 151の 1 九州電力株式会社電柱 969フ 331	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内区第3号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中尾字小崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第 104号から55度13分、 173メートルの点 イ 基点内第 104号から75度57分、 148メートルの点 ウ 基点内第 104号から82度32分、 329メートルの点 エ 基点内第 104号から72度 2分、 341メートルの点 基点内第 104号の位置は次のとおり 基点内第 104号 西都市大字中尾字小崎 九州電力株式会社深淺測定標No. 3	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内区第4号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中尾字戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第 105号から 179度22分、 137メートルの点 イ 基点内第 106号から94度18分、 93メートルの点 ウ 基点内第 106号から 153度56分、 266メートルの点 エ 基点内第 105号から 193度27分、 336メートルの点 基点内第 105号及び基点内第 106号の位置は次のとおり 基点内第 105号 西都市大字中尾字戸崎 九州電力株式会社電柱 969フ 851 基点内第 106号 西都市大字八重字長藪 九州電力株式会社深淺測定標No. 1	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
内区第5号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中尾字戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第 107号から28度36分、 267メートルの点 イ 基点内第 107号から14度5分、 245メートルの点 ウ 基点内第 107号から71度24分、 124メートルの点 エ 基点内第 107号から78度41分、 187メートルの点 基点内第 107号の位置は次のとおり 基点内第 107号 西都市大字八重字長藪 九州電力株式会社深淺測定標No. 0	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内区第6号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	児湯郡西米良村大字越野尾 字下相見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第 101号から 343度37分、 244メートルの点 イ 基点内第 101号から 344度7分、 49メートルの点 ウ 基点内第 101号から43度46分、 64メートルの点 エ 基点内第 101号から 357度56分、 234メートルの点 基点内第 101号の位置は次のとおり 基点内第 101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深淺測定標No. 8	児湯郡 西米良村 大字越野尾
内区第7号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中尾字戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第 101号から87度44分、 202メートルの点 イ 基点内第 101号から 157度7分、 252メートルの点 ウ 基点内第 101号から 139度38分、 301メートルの点 エ 基点内第 101号から92度3分、 259メートルの点 基点内第 101号の位置は次のとおり 基点内第 101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深淺測定標No. 8	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内区第8号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	児湯郡西米良村大字越野尾 字下相見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第 P 6号から33度25分、 171メートルの点 イ 基点内第 P 6号から49度7分、 126メートルの点 ウ 基点内第 P 5号から 183度17分、 124メートルの点 エ 基点内第 P 5号から 187度35分、 64メートルの点 基点内第 P 5号及び基点内第 P 6号の位置は次のとおり 基点内第 P 5号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見75-12 の標鉾 世界測地系 北緯32度12分 20.4544秒, 東経 131度16分 24.7330秒 基点内第 P 6号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見74-12 の標杭 世界測地系 北緯32度12分 13.0245秒, 東経 131度16分 11.0851秒	児湯郡 西米良村 大字越野尾